

大内家諸掟留書（毛利家文庫27諸家4）

文書館資料で  
旅する山口県

# 防長紀行

✳️ 07

## 名所 ①

## 中世山口の歩き方 ～注意事項編～

### 《はじめに》

旅行の計画を立てるとき、それも初めて降り立つ土地である場合、事前にその土地の情報を収集して、どこをどのように歩こうかと思案するのではないのでしょうか。

ここでは、いまから約500年前の山口を歩くとしたら、どのようなことに気を付けるべきか、ということに注目して「中世山口の歩き方」を紹介していきます。

### 《服装に御用心》

現代を生きる私たちには、表現の自由が認められています。しかし、大内氏の法令集「大内氏掟書」(以下、「掟書」)をみると、服装に関係する次のような禁止事項が記載されています。

「京やうとかうし、いて立等、いさうの事」

大内氏は、京都風だと称する奇抜な格好を禁止しました。よく大内氏は京都文化を山口にもたらしたといわれます。しかし、山口の風紀を乱さないために、ファッションといえども何でもありにはしていません

でした。

### 《路頭での注意事項》

「掟書」で確認することのできる、路頭＝公共の場での禁止事項には、①辻相撲、②辻捕(人さらい)、③薦僧(虚無僧)、④大道芸などがあります。これらはどことなく現代とも通じる部分がありそうです。

### 《狩りに行く前に》

鷹狩とは、鷹を使って野兔などの禽獣を捕らえる狩猟行為のことです。山口で狩りに行く場合、他所で行う以上に気を付けなければならない独自ルールがありました。

まずは、鷹に与えるエサです。大内氏は鷹餌として、スッポン・亀・蛇を禁止しています。これらは「氷上山に仕えたる者」とされています。氷上山は、大内氏の氏寺興隆寺と氏神妙見菩薩があるところ。大内氏の信仰する妙見は北極星が神格化した存在です。その北方の守護として玄武がいますが、玄武は亀と蛇が合わさった姿をしているため、大内氏はこれらを餌にすることを禁止しました。



大内氏掟書(毛利家文庫27諸家3～4・近藤清石98(28の15))

当館には、文書名を異にする「掟書」がいくつか収蔵されています。

「掟書」は、分国法ではなく、都度発布された法令を後世に何者かが取りまとめたものです。

「掟書」から、大内氏の支配のありようがみえるだけでなく、人々の暮らしも浮かび上がってきます。

もしこの法令を破ったならば、家臣は所領没収(所領を持たない場合は追放)となり、身分の低い者の場合は、即逮捕、あるいは即処刑という厳しい罰則規定が設けられました。

山口では餌の規定のほか、殺生が禁止されている日があります。それは、将軍足利義尚の命日である3月26日です。趣味としての狩猟は当然禁止ですが、例外的に商売としての殺生は認められています。

こうしたことに注意してようやく狩りに行けるようになるわけですが、もうひとつ注意しなければならないことがあります。それは、氷上山での狩猟が禁止されていることです。さきほど述べたように、氷上山は大内氏の氏寺、そして氏神がいるところ、つまり聖域となります。そのため、ここでの殺生は神罰の対象となるというわけです。

あわせて、氷上山近隣の山野でも狩猟が禁止されています。その理由は、捕らえ損ねた手負いの禽獣が氷上山に逃れ、そこで行き倒れてしまう恐れがあるためです。

ちなみに、「掟書」では都濃郡鷲頭(現下松市)の妙見山でも狩猟が禁止されていますが、これも大内氏の妙見信仰に基づく禁止法令とみられます。

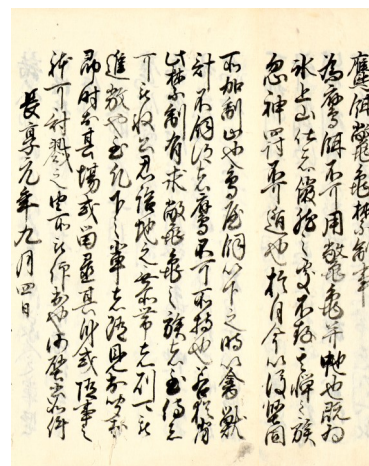
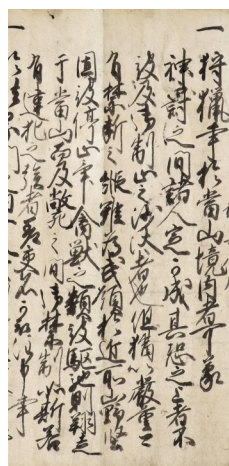
### 《おわりに》

地域独特な規則、いわゆるローカルルールは、その土地を歩く際には事前に情報を確認しておきたいものです。

中世山口の場合、支配者である大内氏が定めたルールに則って歩かないといけません。現代と似通う禁止事項がある一方で、大内氏独自のローカルルールにも注意を払わなければなりません。

一見すれば、これらは息の詰まる規制にもみえますが、当時の人びとは時に豪放であり、大内氏の定めたルールを堂々と破って大内氏を困らせました。とはいえ、中世山口を歩く際にはルールを事前に確認しておくべきです。

- ▶大内政弘興隆寺法度条々(興隆寺 13-1)
- 定
- 氷上山興隆寺法度条々
- (中略)
- 一、狩猟事、於当山境内者、可蒙神罰之間、諸人定可成其恐之上者、不被及御制止之沙汰者也、但猶以嚴重可有禁断之、縦雖為武領於近所山野、堅固被停止畢、禽獸之類被驅馳、則翔走于当山、而及斃之間、御禁制如斯、若有相犯之族者、差交名可被注申事、
- (後略)



- 〔口絵〕大内家諸掟留書(毛利家文庫 27 諸家4)
- 築山殿 御判
- 御禁制
- 夜中に大路往來の事、
  - 辻すまうの事、
  - 路頭において女をとる事、
  - 夜中に湯田の湯へ入事、但湯治の人并女人・同農人等、被除之、
  - 一、諸国落人其余子細を不存知輩、不可召仕事、
  - 一、京やうとかうし、いて立等いさうの事、
  - 一、他国の輩、加用心可召仕事、
- 右七ヶ条、去廿日衆評有て、あひさためらるゝ上八、御分國中上下人々可守此旨之由、壁書如件、
- 長録〔禄〕三年五月廿二日 左衛門尉 奉美明

▲大内家諸掟留書(毛利家文庫 27 諸家4)

鷹餌鼈龜禁制事、

為鷹餌不可用鼈龜并蛇也、既為氷上山仕者儼然之処、不存其憚之族、忽神罰不可遁也、於自今以後、堅固所加制止也、鳥屋飼以下之時、以禽獸計不飼得者、鷹不可所持也、若猶背此禁制、有求鼈龜之族者、至侍者可被収公恩給地之、無所帶者則可被進(追)放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、即時於其場、或留置其身、或隨事之跡可討〔誅〕戮之由、所被仰出也、仍壁書如件、

長享元年九月四日